

## 黄金っ子応援プラン（第二期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）素案に対する意見について

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
1	池原委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P47~50	「4 特定教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置（P47~50）」をみると、研修の実施体制の拡充については変更が多いが、48ページの具体的な支援策は5年前と変わっていない。 各市町村、保育団体等は人材確保に努めているにも関わらず、沖縄県の具体的な支援策の記載は5年前のままでよいのか。 県内への人材の定着や県外からの人材を誘致する施策についても盛り込まれていない。	委員のご指摘を受け修正。 ・支援策について、より具体的な内容に修正（P49 38行目～P50 11行目）。 ・県においては、県内での保育士確保を持続可能とするため、県内保育士の給与等の処遇改善、定着を図るための労働環境改善の事業を、引き続き実施していきたいと考えています。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
2	池原委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P49 10行目	沖縄県の新卒の学生が、県外に流出している現状が記載されていない。	委員のご指摘を受け追記。 「県外への就職者も増加傾向にあるため」 (P49 10行目)	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
3	名渡山委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P39	幼児教育センター設置に国の補助金を活用するためには、部局の一本化が必要であるが、設置にあたっては教育委員会、福祉部局のどちらに設置するのか。 意見としては、幼児教育センターを教育委員会に設置して欲しいと考えている。	幼児教育センターの設置に向けては、文部科学省所管の国庫補助事業の活用を検討しており、補助要件となる教育・保育の内容面の担当部局の一元化を図るため、現在県教育委員会に設置する方向で検討を進めております。	子ども 生活福祉 部 教育庁	子育て支 援課 義務教育 課
4	山城委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P39	「福祉部局と教育委員会の連携体制の強化」とあるが、「連携体制の強化」だけにとどまらず、「一本化」に向けた施策を記載できないか。	「福祉部局と教育委員会の連携体制の強化」に関して、教育・保育の内容面に関して担当部局の一元化を図るため、幼児教育センターの設置について記載しているところです。幼児教育の質の向上の取組において、福祉部局と教育委員会の一体的な取組が必要不可欠であると考えております。 一方で、教育・保育施設に求められる役割は福祉や教育それぞれの側面で増大しております。このため、連携体制を強化していく必要があると考え、このように表記しているところです。	子ども 生活福祉 部 教育庁	子育て支 援課 義務教育 課

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
5	大城委員	【様式3】黄金っ 子応援プランにお ける数値目標 P5	「エ 特別支援教育の推進」に関して、「個別の教育支援計画」の 作成がまず行われ、その後に、「個別の指導計画の作成」が行わ れるべきである。 平成30年度実績において「個別の指導計画の作成割合」が「個 別の教育支援計画の作成割合」を上回っており、数字が逆転して いる。「個別の教育支援計画の作成割合」を100%に近づけるこ とで、より充実した「個別の指導計画」の作成が可能となると考 える。	通常は、個別の教育支援計画を作成し、その後に指導計画を作成 しているが、幼稚園の場合は逆転現象があり、個別の指導計画の 作成率が高く、個別の教育支援計画が低いという状況となってい る。幼稚園と高等学校で遅れが顕著であり、幼児教育では個別の 教育支援計画を上げながら個別の指導計画を一緒に立てるよう周 知を図っていきたい。	教育庁	県立学校 教育課
6	松田原委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P49~50	「(3)特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者への就業の促 進」に関して、具体的な支援策を7つ記載しているが、それぞれ の項目のもとに目的と具体的内容を記載してはどうか。今の表現 では、一般の方には伝わりにくいのではないか。	委員のご指摘を受け修正。 ・支援策について、より具体的な内容に修正。 (P49 38行目~P50 11行目)	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
7	松田原委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P49~50	労働相談での離職理由の一番は人間関係である。 定着率のよい施設をモデルとし、良い事例を県の研修で発表して はどうか。	平成29年度から創設された保育士等キャリアアップ研修制度にお いて、保育所等のミドルリーダーに対して「マネジメント研修」 を実施しております。 当該研修においては、保育所等における人材育成や働きやすい職 場環境について、講義やグループワーク等を通して、他園の取組 についても情報交換しながら学んでもらっています。 今後も、当該研修を活用しながら保育士等が長く働きつづけるこ とができる職場環境やキャリアパスの構築を支援していきたいと 考えております。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
8	末広委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P38	多くの子どもたちが認可外保育施設に通っているにも関わらず、 保幼小連絡協議会には、各市町村の認可外保育施設の代表者が 入っていない。認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化対象施 設となることから、認可外保育施設を含めた保幼小連絡協議会の 設置を沖縄県からも市町村へ働きかけてほしい。	認可外保育施設にも多くの就学前児童が在籍しており、円滑な幼 小接続の目的を鑑みると、市町村主催の保幼小連絡協議会へ参加 する必要があると考えております。 県としても市町村へ対し、認可外保育施設を含めた保幼小連絡協 議会開催に向けて積極的に働きかけてまいります。	教育庁	義務教育 課

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
9	末広委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P71 20行目	医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの配置について、市町村の関心・財政面の差により医療的ケア児のフォロー体制にも差が出るのではないか。	コーディネーターの配置については、地域における医療的ケア児の実情に応じて、市町村が配置することとなっております。県としては、コーディネーターを配置しニーズに応じた支援が可能な体制づくりについて、市町村に周知してまいります。	子ども 生活福祉 部	障害福祉 課
10	玉城委員	【様式3】黄金っ 子応援プランにお ける数値目標 P4 【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P57 39目 41行目	自立援助ホームについて、資料4（57ページ 39行目 41行目）では「現在1カ所しかない自立援助ホーム」とあるが、資料3（4ページ）の「ウ自立支援の充実」では実績が「2」となっている。 この不整合はシェルターの捉え方による違いか。シェルターは期間が2カ月程度だが、自立援助ホームは2年間子どもの支援をするので性格が違うものである。誤解が生じないように整理してほしい。	委員意見を踏まえ該当箇所を修正。 本文の「1」を「2」に訂正した。 (P57 39行目 41行目)	子ども 生活福祉 部	青少年・ 子ども家 庭課
11	長嶺委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P68~70	各市町村の障害児保育に関する補助金にばらつきがあり、支援に必要な人員配置に苦慮している。国は平成30年9月頃に、障害児1人当たり150万9,000円を地方交付税として措置する文書を発出したが、市町村ごとに対応が異なり、早期発達支援、親支援を行う上での大きな課題となっている。 児童虐待防止の観点からも、障害児保育の充実は重要項目である。どの保育園でも支援の必要な子どもたちを受け入れられる体制づくりを案に盛り込んでほしい。	委員ご指摘のとおり、市町村によって取組状況にばらつきがあることから、「(4) 障害児施策の充実 イ 障害児施策の充実 (P70 13~15行目 23~25行目 33~34行目)」に、保育所における障害児保育が適切に実施されるよう、市町村へ助言等を行うことを追記します。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
12	狩俣委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P51~52	「ア 発生予防の取組 (P51)」の中に、「若年妊産婦支援」について記載がない。 若年で出産した母親は、孤立化しやすく、周囲にSOSを出しにくい。計画に追加して欲しい。	委員の指摘を受け、「ア 発生予防の取組」の中に、「若年妊産婦支援」を追加 (P51 41行目、P52 25~27行目 42~43行目)	子ども 生活福祉 部 保健医療 部	子ども未 来政策課 地域保健 課

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
13	狩俣委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P43~44、P54	母子健康包括支援センター、地域子育て支援拠点事業、子ども家庭総合支援拠点、被虐待等地域療育支援と、さまざまな事業が盛り込まれているので関連性がわかりにくい。 虐待予防の観点や、子どもの発達の支えは、違う事業で対応しているが、それぞれ関係していることを伝えられたら組織が連携して取り組んでいる印象になると思う。	委員の意見を踏まえ、修正する。 (修正内容) ・様々な事業等のうち母子健康包括支援センターは、全ての母子を対象にワンストップ相談窓口としての役割を担い、それぞれに必要な支援を検討し、具体的な事業へつなぐものである。 ・同センターと子ども家庭総合支援拠点は、虐待予防の観点から一体的に実施することが効果的であり、特に関連性が強いことから、虐待防止に関する市町村支援の記述に、子ども家庭総合支援拠点と併せて同センターの設置促進について再掲する。 (P43 28~40行目 P44 1~2行目、10行目、P54 7~31行目)	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
14	狩俣委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P60	第一期計画では、「ひとり親家庭の実情やニーズを的確に捉えた」との表現が、第二期計画では「ひとり親家庭のニーズを的確に捉えた」となっており「実情」という表現が削除されている。支援者が考えるニーズと、ひとり親が求めるニーズには差があるため、実情の把握は大切だと考える。	文章推敲中に削除してしまったため、現行計画のとおり「実情や」を追加する。(P60 40行目)	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課
15	仲本委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P47	経済界でも、人手不足解消のために処遇の改善や正規職員の積極的な登用を行っている。 また、仕事の内容、責任に応じて給料も上がっていく評価システムが必要である。 もっと処遇の改善を図れるような記述を盛り込んでいただきたい。	委員のご指摘を受け追記。 「保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育事業者が行うキャリアアップや処遇改善の状況を把握し、より効果的な支援策を検討していきます。」 (P47 20~22行目)	子ども生活福祉部	子育て支援課
16	仲本委員	【様式4】黄金っ子応援プラン おおむねの案 P1	今回改定する「黄金っ子応援プラン」における最大の変更点・目玉は、幼児教育・保育の無償化である。 「1章 計画策定の経緯」に記載すべきではないか。	委員ご指摘のとおり、幼児教育・保育の無償化は大きな変更点であることから、「1章 計画策定の経緯」に幼児教育・保育の無償化について記載します。 (P1 39行目~P2 1行目)	子ども生活福祉部	子育て支援課

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
17	玉城委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P56 40行目	「ア 家庭的養護の推進」の具体的な支援策において、「社会福祉法人等のファミリーホーム事業への参入促進」が削除されている。 第二期計画における「里親からファミリーホームへの移行を適宜促進(P56 40行目)」の箇所には包含しているとのことだが、わかりにくいのではないかと。	平成29年3月に改正された国の「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱」における職員の要件に「養育者は、養育里親又は専門里親として登録された者であることが望ましい。」と追記されたこと、また、平成30年7月厚労省通知「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」における留意点に「ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限る」と明記された。 今後のファミリーホームの開設は里親からの移行が原則となり、以前は国が「社会福祉法人等のファミリーホーム事業への参入促進」を進めていたが、国の方針変更があり、社会福祉法人が設置する場合でも里親の配置が必要となってくることから、元の文案通りとさせていただきたい。	子ども 生活福祉 部	青少年・ 子ども家 庭課
18	池原委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P49 24行目	「養成施設、ハローワーク、特定教育・保育等を行う事業者等の関係機関と連携して、養成施設新卒者、潜在保育士等の就労支援施策を実施していきます。」の文言が削除された理由は何か。 養成施設やハローワークとの連携はやめるが就労支援施策は実施するという意味なのか。それとも就労支援施策自体をやめるという意味なのか伺いたい。	委員ご指摘のとおり修正。 養成施設、関係機関等と連携した就労支援施策は引き続き実施していく。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
19	城間委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P59 10行目	「④ 母子生活支援施設について、そのニーズに応じて利用されるよう市町村等関係機関に周知」とあるが、どのような取り組み内容を意図しているのか。 具体的に御教示いただきたい。	社会的養護に関する国の考え方を踏まえ、母子生活支援施設の特性である「母子を分離せず一体として支援する施設」について、市町村や各福祉施設等関係機関に対して改めて周知することを具体的な支援策として記載した。 (P58 43行目)	子ども 生活福祉 部	青少年・ 子ども家 庭課
20	城間委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P67 8行目 P68 29行目	「④相談員や関係機関等の研修等の実施（P67 8行目）」、「① 母子・父子自立支援員の研修等の実施（P68 29行目）」に関して、県内市と連携した母子・父子自立支援員の研修の実現を要望する。	研修事業については今後、実施に向けて検討したいと考えている。	子ども 生活福祉 部	青少年・ 子ども家 庭課

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
21	城間委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P80 14行目 25~26行目	ファミリー・サポート・センターについては、ニーズに対して援助会員の不足が課題となっている。計画に表記することが必要ではないか。	委員ご指摘のとおり、援助会員の不足が課題となっていることから、援助会員の募集等について追記します。 (P80 14行目 25~26行目)	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
22	二宮委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P12	(利用率の算出において、平成27年度国勢調査人口を用いているが)平成30年度の人口をもとに利用児童数を算出するべきではないか。 利用率に見合った市町村の整備計画となっているか、確認をした い。	「表1 幼稚園及び保育所等の利用率」について、平成31年4月1日時点の児童数を用いて修正を行います。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
23	二宮委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P12	前は3歳と4~5歳で分かれていたのに、今回3~5歳でひとくくりにした理由を確認したい。 全年齢の利用率がわかるよう、1~2歳、3~5歳もそれぞれの年齢での利用率を表記したほうがよいのではないか。 また、利用率が上昇している理由もあわせて記載したほうが良い のではないか。	「表1 幼稚園及び保育所等の利用率」について、年齢区分を1歳毎に修正します。ただし、4歳、5歳については、年齢毎の施設利用児童数データがないことから、「4・5歳」の区分としております。 また、利用率が上昇している理由について、追記します。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
24	二宮委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P39 34行目	「幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、質の高い幼児教育保育を提供する観点から、学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に関与することが不可欠です。」とあるが、教育委員会が積極的に関与する理由がよくわからない。保育や幼稚園教育の良さもあると思うので、「教育委員会もサポートしながら」程度の記述でよいのではないか。 小学校との連携を意識しすぎて、年中・年長の保育が小学校で困らない子を育てることが目的となっているところもあり、教育委員会が強く関与することで保育や福祉との連携を主とするならば、表現を変えてもよいのではないか。	これまでは、小学校の前教育のような取り組みを小学校側が要求するなど、幼児教育への理解が弱かったことが反省となり、今改訂から小学校に「スタートカリキュラム」の作成が義務付けられました。 また、国においても3法令改訂(定)に伴い、幼児期から高等学校まで一貫した資質・能力を身に付けさせるために系統的な教育課程を持つこととなったことや幼児期で学んできたことが生かされる小学校教育であるため、今後は教育委員会が積極的に関与する必要性があるとしております。	教育庁	義務教育 課

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
25	二宮委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P42 10行目	「公立幼稚園から認定こども園へ移行しても、移行前と変わらず小学校との連携が図られています。」とあるが、公立幼稚園から認定こども園に移行した場合において、引継ぎがうまくいっていない、小学校との連携がなくなったとの意見を聞くことが多い。移行前と変わらず小学校との連携が図られていると判断している理由、及び、具体的な連携事例をお聞きしたい。 また、実態として全てがうまくいっているわけではないので、その点を課題として追記してほしい。	公立幼稚園から認定こども園へ移行しても、すべての園児が小学校へ入学することを考えると、公立・公私連携を問わず小学校との連携が図られるべきであります。 移行後の大きな変化の一つとして専任園長となることがあげられますが、小学校長が担っていた役割が認定こども園長が担うことで小学校側の負担軽減から連携がしやすくなったと聞いております。 うまくいっていない実態については、市町村と共に対応策について検討していくことを県としても積極的に働きかけてまいります。	教育庁	義務教育課
27	二宮委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P45 38行目 P46 21行目	預かり保育の現状・過去の数値をおいてほしい。減っている場合、その要因と対策を記載してほしい。 「預かり保育の量の拡充と質の向上を図っていく必要があります。（P45 38行目）」、「①市町村への幼稚園型一時預かり事業の促進（P46 21行目）」とある。 「沖縄型幼児教育」を推進する観点から、預かり保育の量の拡充と質の向上を図りたいという事だと解釈しているが、沖縄県として、保育所の5歳児保育の量の拡充と質の向上に向けた計画はあるか。働きながら子育てをしている保護者にとって、保育を主としている保育園の5歳児受入れを充実させる事が必要ではないかと考える。 また、預かり保育を促進させるのであれば、その理由が知りたい。（ニーズがあるのかどうか。2号認定が利用している事例が県内は多いが、号数認定通りの施設利用を促す予定はないのかなども含めて聞きたい）。	一時預かり事業（一般型）については、H28年度65箇所、H29年度60箇所、平成30年度51箇所と減少傾向にあり、その主な要因は保育士不足等となっております。 一時預かり事業（幼稚園型）については、H28年度140箇所、H29年度139箇所、H30年度143箇所と横ばいとなっております。 現在、市町村において、第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでおり、市町村は地域のニーズを踏まえ、5歳児保育、預かり保育のニーズを含む、提供体制の確保方策を策定しております。 県は市町村における計画策定に向けた取り組みを支援するとともに、引き続き、市町村と連携して教育・保育の提供体制の確保に取り組んでまいります。	子ども 生活福祉 部	子育て支援課

No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
28	二宮委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P70	保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に関して、どれくらいのニーズがあるのか、調査等で把握しているのならば数値をいれていただきたい。 また、医療的ケア時の受入れは自治体ごとの基準で行うのか、県である程度調整するのか。自治体任せでは基準や質にばらつきが出ると思うので、県が行う支援などの具体策を記載してほしい。	県は、保育所等における医療的ケア児の受入状況を把握しておりますが（平成30年4月1日現在の状況は、利用児童数5人）、その潜在的なニーズについては現在のところ把握できておりません。医療的ケア児の保育所における受入については、厚生労働省より発出された「保育所での医療的ケア児受け入れに関するガイドライン」により、保育所において行うことができる医療的ケアの概要、受け入れに向けた環境整備などが定められていることから、市町村へ周知を図っているところであります。 保育所等における医療的ケア児の受入にあたっては、加配する保育士や看護師の確保が課題となっていることから、県においては、医療的ケア児保育支援モデル事業の活用、保育士等キャリアアップ研修による理解促進等を図り、保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に努めてまいります。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
29	二宮委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P80 28行目～	（放課後児童クラブに関して）民間施設が多いなか、どのように利用料の低減に取り組んでいくのかお聞きしたい。 また、公的施設でも利用料が高い事例もある。公的施設を増やすだけでは利用料の低減に結びつかないと思うので、公的施設を増やす以外の対応も検討が必要ではないか。	放課後児童支援員等の処遇改善等による利用料増加により低減額が縮小傾向にありますが、本県は依然として学校施設などの公的施設活用率が低いことから、引き続き、公的施設活用クラブの施設整備や運営費等の支援に取り組んでまいります。また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、低所得者等を対象に負担を軽減する市町村に対して交付金を交付する事業など、利用料低減に関する事例について市町村担当者会議等で共有を図るなど、引き続き、市町村の取り組みを支援してまいります。	子ども 生活福祉 部	子育て支 援課
30	名渡山委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P28 39行目	「特に、幼稚園における教育課程については、通常の教育時間（4時間）だけでなく、教育課程に係る教育時間外の教育活動においても編成する必要があります。」とあるが、教育課程に係る教育時間終了後等の活動については、教育課程外なので、教育課程を編成する必要はなく、計画の作成となるのではないか。	幼稚園教育要領 第1章 総則 6 全体的な計画の作成 「各幼稚園においては、教育課程を中心に、第3章に示す教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画等とを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。」と示されていることから、午前と午後の教育・保育をつなげるために教育課程編成の中で位置づける必要があるととらえております。	教育庁	義務教育 課



No.	委員名	資料	意見（修正文案等）	県の対応	担当 部局	担当課
31	名渡山委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P37 23行目	「「沖縄型幼児教育」の構想が提案されています。」とあるが、「示されている」という表現の方が、推進の意図が感じられるのではないか。	公立幼稚園から認定こども園への移行が加速するとともに、小学校に併設されていた幼稚園が休園になったり、近隣の幼稚園と合併したりと、必ずしも結節点があるかというところでもない状況もあります。そのため、結節点がなくても「円滑な幼小接続」の観点が必要であることから、事例として示しており、今回から「提案」とさせていただきます。	教育庁	義務教育課
32	名渡山委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P37 35行目	「公立幼稚園や認定こども園が保育所、私立幼稚園及びその他の認定こども園等と結節点となって」とあるが、公立幼稚園や認定こども園の前に「小学校に併設・隣接されている」という文言を挿入してはどうか。 沖縄型幼児教育の結節点となるのは、小学校に併設・隣接された施設である。	ご指摘のとおり、「結節点」になれるのは、「小学校に併設・隣接されている施設」ですので、挿入いたします。 (P37 35行目)	教育庁	義務教育課
33	名渡山委員	【様式4】黄金っ 子応援プラン おおむねの案 P37 43行目	「三法令同時改訂（定）により、3歳以上の幼児教育に関する内容がすべて共通化されました。」とあるが、「共通化」ではなく、「一層の整合性」という表現にしてはどうか。 国に説明でも使われている言葉である。	ここでは、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3歳以上について、共通の記載をしたことから同一の幼児教育が指導されることで「共通化」としました。 ご指摘のあった「一層の整合性」については、幼稚園・保育所の教育・保育と小学校教育への接続が円滑におこなれるようにするために、情報提供の充実や教育内容の一層の連携が求められるとしております。	教育庁	義務教育課